

別表4 長期使用構造等確認料金表

※料金は消費税を含んだ総額表示です。(税込 単位:円)

表1. 一戸建て住宅に係る確認料金

一般 ※1	50,600
型式性能認定	28,600
製造者認証	25,300

※1 木造以外(鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び混構造等)の「一般」の場合は上記料金に6,600円を加算する。

表2. 共同住宅等における一戸建て併用住宅に係る確認料金

延べ面積	種別	
500㎡以内	一般 ※1	63,800
	型式性能認定	41,800
	製造者認証	38,500

※1 木造以外(鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び混構造等)の「一般」の場合は上記料金に6,600円を加算する。

表3. 共同住宅等に係る確認料金

1棟の延べ面積	
200㎡以内	59,400 + 17,600・M
200㎡超え 500㎡以内	72,600 + 17,600・M
500㎡超え 1,000㎡以内	95,700 + 17,600・M
1,000㎡超え 2,000㎡以内	129,800 + 17,600・M
2,000㎡超え 10,000㎡以内	312,400 + 17,600・M
10,000㎡超え	468,600 + 17,600・M

表4. 変更確認料金

1回の変更につき、表1～3における対象となる住宅の区分に応じた料金の2分の1とする。
--

表5. 軽微変更該当証明料金

5,500
-------

※別表4の注釈

- 「M」は評価対象住戸の数を示す。
- 「型式性能認定」は別表5における「住宅型式性能認定住宅等」を、「製造者認証」は別表5における「認証型式住宅部分等を含む住宅等」を、「一般」は「型式性能認定」、「製造者認証」以外の住宅を示す。

別表5 第31号各号に基づく減額率等

業務規程	減額要件	減額率等
第一号	住宅型式性能認定住宅等 (住宅型式性能認定書写しの添付)※1	減額料金は別表2～4に記載のとおり
第二号	認証型式住宅部分等を含む住宅等 (製造者等認証書写しの添付)※1	減額料金は別表2～4に記載のとおり
第三号	共同住宅等で同タイプの住戸が多い等 評価等の業務を効率的に実施できると判断した場合	減額率の上限は10%とする

※別表5の注釈

※1は「1. 構造の安定に関すること」及び「3. 劣化の軽減に関すること」の型式を含むものに限る。